

国見町乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

国見町長 村 上 利 通

## 国見町規則第 8 号

### 国見町乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、法第34条の15に規定する乳児等通園支援事業の認可等の事務手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の意義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、法及び国見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第1号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

#### (認可等事務の基準)

第 3 条 町長は、乳児等通園支援事業の認可等の事務に当たっては、法、法施行規則、条例その他関係法令に基づき行うものとする。

#### (認可の申請)

第 4 条 法第34条の15の規定により、乳児等通園支援事業を行うものとして認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該認可の申請に係る事項について、あらかじめ町長に協議しなければならない。

2 申請者は、法施行規則第36条の36第 1 項及び第 2 項の規定に定めるところにより、国見町乳児等通園支援事業認可申請書（兼）国見町特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第 1 号様式）に別表第 1 に掲げる書類を添付し、別に定める期限

までに町長に提出するものとする。ただし、別表第1に掲げる書類により証明すべき事実を法の規定に基づく認可又は子ども・子育て支援法の規定に基づく確認において町が把握している事項により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 町長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、国見町子ども・子育て支援推進協議会設置要綱（平成26年告示第15号）に基づき設置された国見町子ども・子育て支援推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、第2項の規定による申請を受けたときは、申請者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を交付するものとする。

(1) 認可する場合 国見町乳児等通園支援事業認可通知書（第2号様式）

(2) 認可しない場合 国見町乳児等通園支援事業認可不承認通知書（第3号様式）

（変更の届出）

第5条 乳児等通園支援事業者は、法施行規則第36条の36第3項に規定する事項を変更するときは、国見町乳児等通園支援事業者認可変更届出書（事業所名称等の変更）（第4号様式）に別表第2に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、変更のあった日から起算して1箇月以内に町長に提出しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、法施行規則第36条の36第4項に規定する事項を変更するときは、国見町乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他設備の変更等）（第5号様式）に別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、あらかじめ町長に提出しなければならない。

（廃止又は休止の承認の申請）

第6条 乳児等通園支援事業者は、法第34条の15第7項の規定により乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、町長に協議しなければならない。

2 前項の相当期間は、おおむね1年とする。

3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の開設に当たり町から補助金の交付を受けている乳児等通園支援事業を廃止しようとするときは、あらかじめ文

書により町長に協議しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとするときは、国見町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）国見町特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。
- 5 町長は、第4項の規定による申請を受けたときは、申請者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を交付するものとする。
  - (1) 承認する場合 国見町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止承認通知書（第7号様式）
  - (2) 承認しない場合 国見町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止不承認通知書（第8号様式）  
（認可の取消し）

第7条 町長は、法第58条第2項の規定により乳児等通園支援事業の認可を取り消すときは、国見町乳児等通園支援事業認可取消通知書（第9号様式）により当該乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）

添付書類
(1) 乳児等通園支援事業 実施計画書（一般型用）（第10号様式）又は乳児等通園支援事業 実施計画書（余裕活用型用）（第11号様式）
(2) 誓約書（兼役員等名簿）（第12号様式）
(3) 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

(4) 経営の責任者の履歴書（経歴書）
(5) 事業所全体の付近見取図
(6) 建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したものの）
(7) 設備の概要（第13号様式）
(8) 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
(9) 賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ提出）
(10) 建物の建築確認検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）
(11) 避難経路図、消火用具配置図
(12) 消防設備点検報告書又は検査済証の写し
(13) 防火管理者選任届出書の写し
(14) 福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書（経歴書）及び資格証（保育士等）の写し
(15) 職員一覧表（第14号様式）
(16) 職員の履歴書
(17) 資格証明書（保育士等）の写し又は研修の認定証（修了証）の写し
(18) 設置者（申請者）の定款又は寄附行為等の写し（法人又は団体の場合）
(19) 運営規程及び重要事項説明書
(20) 事業所のパンフレット等
(21) 賠償責任保険証書（保険加入の状況が分かる契約書）の写し
(22) 預金残高証明（社会福祉法人又は学校法人は提出不要）
(23) 収支予算書（収支計画、収入項目（補助金、利用料等）、支出項目などを記載したもの）
(24) 借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書（企業会計の基準による会計処理を行っている場合）
(25) 直近3年間の運営状況（決算書等）（社会福祉法人及び学校法人以外の場合）

(法人全体のもの)
(26) 借入金返済（償還）計画書（事業に関し、借入れ等を行っている場合のみ提出）
(27) 委託業者との契約書の写し（給食調理を委託する場合）
(28) 搬入業者との契約書の写し（外部搬入により食事を提供する場合）（同一法人内の場合は提出不要）
(29) 食品衛生責任者設置届の写し
(30) 災害対策、安全管理に関する計画・マニュアル等
(31) その他町長が必要と認める書類

別表第2（第5条関係）

項目	提出書類
(1) 実施計画書	乳児等通園支援事業 実施計画書（一般型用）又は乳児等通園支援事業 実施計画書（余裕活用型用）
(2) 事業所の名称、種類	運営規程
	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
	事業所全体の付近見取図
(3) 定款、寄附行為その他の規約	設置者（申請者）の定款又は寄附行為等の写し（法人又は団体の場合）
(4) その他	町長が必要と認める書類

別表第3（第5条関係）

項目	提出書類
(1) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）
	設備の概要
	土地及び建物の登記事項証明書（全部事

	項証明書)
	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し (不動産の貸与を受ける場合のみ提出)
(2) 事業の運営についての重要事項に関する規程	運営規程
(3) 経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員	履歴書 (経歴書)
	(経営の責任者) 法人の登記事項証明書 (全部事項証明書)
	(福祉の実務に当たる幹部職員) 資格証 (保育士等) の写し
	誓約書 (兼役員等名簿)
(4) その他	町長が必要と認める書類

第1号様式 (第4条関係)

国見町乳児等通園支援事業認可申請書 (兼) 国見町特定乳児等通園支援事業者確認申請書

[別紙参照]

第2号様式 (第4条関係)

国見町乳児等通園支援事業認可通知書

[別紙参照]

第3号様式 (第4条関係)

国見町乳児等通園支援事業認可不承認通知書

[別紙参照]

第4号様式 (第5条関係)

国見町乳児等通園支援事業者認可変更届出書 (事業所名称等の変更)

[別紙参照]

第5号様式 (第5条関係)

国見町乳児等通園支援事業者認可変更届出書 (建物その他の設備の変更等)

[別紙参照]

第6号様式 (第6条関係)

国見町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書 (兼) 国見町特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

[別紙参照]

第7号様式（第6条関係）

国見町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止承認通知書

[別紙参照]

第8号様式（第6条関係）

国見町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止不承認通知書

[別紙参照]

第9号様式（第7条関係）

国見町乳児等通園支援事業認可取消通知書

[別紙参照]

第10号様式（別表第1、別表第2関係）

乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）

[別紙参照]

第11号様式（別表第1、別表第2関係）

乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）

[別紙参照]

第12号様式（別表第1、別表第3関係）

誓約書（兼役員等名簿）

[別紙参照]

第13号様式（別表第1、別表第3関係）

設備の概要

[別紙参照]

第14号様式（別表第1関係）

職員一覧表

[別紙参照]

第1号様式（第4条関係）

国見町乳児等通園支援事業認可申請書（兼）国見町特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

国見町長

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる 事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・ 事業者の 代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日 年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

国見町長

国見町乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった国見町乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により、下記のとおり認可します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
定員	
事業の開始年月日	年 月 日

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国見町を被告として（訴訟において国見町を代表する者は、国見町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

国見町長

国見町乳児等通園支援事業認可不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった国見町乳児等通園支援事業の認可については、下記のとおり不承認としたので、児童福祉法第34条の15第6項の規定により通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
理由	

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国見町を被告として（訴訟において国見町を代表する者は、国見町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

国見町乳児等通園支援事業者認可変更届出書（事業所名称等の変更）

年 月 日

国見町長

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の種類
<input type="checkbox"/>	事業所の位置（所在地）
<input type="checkbox"/>	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別表第2に掲げる区分に応じて必要な書類

国見町乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

国見町長

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程
<input type="checkbox"/>	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類

第6号様式（第6条関係）

国見町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書  
 （兼）国見町特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

国見町長

所在地 \_\_\_\_\_

申請及び届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話: _____ メール: _____
廃止又は休止及び廃止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止又は休止及び確認を辞退する予定年月日	年 月 日
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
（廃止の場合） 財産処分	

第7号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

国見町長

国見町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった国見町乳児等通園支援事業の認可廃止又は休止について、下記のとおり承認します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
廃止又は休止年月日	年 月 日
承認の条件	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国見町を被告として（訴訟において国見町を代表する者は、国見町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第8号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

国見町長

国見町乳児等通園支援事業認可廃止又は休止不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった国見町乳児等通園支援事業の認可廃止又は休止について、下記により不承認としたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
不承認の理由	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国見町を被告として（訴訟において国見町を代表する者は、国見町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第9号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

国見町長

国見町乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日 第 号により認可された乳児等通園支援事業については、児童福祉法第58条第2項に基づき、下記のとおり認可を取り消しますので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
認可取消年月日	年 月 日
取消の理由	

（教示）

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国見町を被告として（訴訟において国見町を代表する者は、国見町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）

1 基本情報

(1) 施設名称

--	--

(2) 施設の所在地

--	--

(3) 区分

--	--

(4) 受入年齢

歳から	歳まで
-----	-----

(5) 事業開始予定日

--

(6) 提供日・時間・提供を行わない日

--

(7) 利用料

利用料金（1時間あたり）

	円
--	---

(8) キャンセル料

キャンセル料の有無

--

キャンセル料が発生する場合の理由

--

(9) 給食・おやつ

給食の有無

--

費用

	円
--	---

おやつの有無

--

費用

	円
--	---

(10) その他費用

その他の費用の有無

--

内容

--

費用

	円
--	---

2 職員配置等に関する調査

(1) 事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2) 職員の配置状況

・利用定員のすべてを受け入れする際の配置人数

職員数	人	うち保育士資格者数	人
専従者数	人	うち保育士資格者数	人

(3) 利用定員等

		参考		
0～2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	
人	人	人	人	

・1か月あたりの標準的な開所日数と開所時間

開所日数	日
開所時間	時間

(4) 職務内容

--

3 施設設備状況調査

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
①乳児室				
②ほふく室				
③保育室				
④遊戯室				
⑤便所				

(2) 室別面積等

・各室の面積 ※平面図を添付してください。

①乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積	②ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(1.65㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(1.65㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
③保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積	④遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(3.3㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(3.3㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
2歳児			(1.98㎡/人)	2歳児			(1.98㎡/人)

(3) 防災等（保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合）

区分	要件		確認欄				
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。						
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。						
	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。					
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。					
		2階	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>常用</th> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <th>避難用</th> <td>1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	常用	1 屋内階段 2 屋外階段					
避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段						
3階	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>常用</th> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <th>避難用</th> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		
常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段						
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段						

要件	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。			
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。			
		① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。			
		② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。			
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。			
	カ	保育室等その他乳幼児が入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。			
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。				
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。				

(4) 食事の提供 (給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法  ・調理室の有無  ・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合) 認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

4 その他

(1) 地域との連携に関する取組

(2) 秘密保持に関する必要な措置 (運営規程に規定されている場合は省略可)

乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）

1 基本情報

(1) 施設名称

--

(2) 施設の所在地

--

(3) 区分

余裕活用型乳児等通園支援事業
----------------

(4) 受入年齢

歳から		歳まで
-----	--	-----

(5) 事業開始予定日

--

(6) 提供日・時間・提供を行わない日

--

(7) 利用料

利用料金（1時間あたり）

	円
--	---

(8) キャンセル料

キャンセル料の有無

--

キャンセル料が発生する場合の理由

--

(9) 給食・おやつ

給食の有無

--

費用

	円
--	---

おやつの有無

--

費用

	円
--	---

(10) その他費用

その他の費用の有無

--

内容

--

費用

--

円

2 職員配置等に関する調査

(1) 事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2) 利用定員等

	0歳児	1・2歳児	合計	利用定員 (利用定員の空き枠)
教育・保育の利用定員				
教育・保育の在籍児童数				/

・1か月あたりの標準的な開所日数と開所時間

開所日数

--

日

開所時間

--

時間

・室別面積等 ※平面図を添付してください。

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積		
保育に必要な面積		
乳児等通園支援事業に充てられる面積		

・職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数		
(うち保育士数)		
保育に必要な職員数		
乳児等通園支援事業に従事できる職員数		

3 食事の提供 (給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法

・調理室の有無

・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合) 認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

4 その他

(1) 地域との連携に関する取組

(2) 秘密保持に関する必要な措置 (運営規程に規定されている場合は省略可)

誓約書（兼役員等名簿）

年 月 日

国見町長

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

申請者が（別紙に記載する役員等を含む）、児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

（児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項各号）

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるものうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日

から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。



設備の概要

施設名	事業区分	定員	0歳	1歳	2歳

1 建物

区分		認可申請時又は変更前		変更後	
構造		造	階建	造	階建
建築面積		うち乳児等通園支援事業所使用部分		うち乳児等通園支援事業所使用部分	
所有区分		<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 地上権又は賃借権を設定かつ登記 （貸主： ） <input type="checkbox"/> 借用 （期間： 年 ）		<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 地上権又は賃借権を設定かつ登記 （貸主： ） <input type="checkbox"/> 借用 （期間： 年 ）	
延床面積		うち乳児等通園支援事業所使用延床面積		うち乳児等通園支援事業所使用延床面積	
		実面積		実面積	
内訳 (注1)	0歳児室	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		階	m <sup>2</sup> (例: 乳児室、ほふく室等)	階	m <sup>2</sup> (例: 乳児室、ほふく室等)
		階	m <sup>2</sup> ( )	階	m <sup>2</sup> ( )
	1歳児室	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		階	m <sup>2</sup> (例: 乳児室、ほふく室等)	階	m <sup>2</sup> (例: 乳児室、ほふく室等)
		階	m <sup>2</sup> ( )	階	m <sup>2</sup> ( )
	2歳児室	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		階	m <sup>2</sup> (例: 保育室・遊戯室等)	階	m <sup>2</sup> (例: 保育室・遊戯室等)
		階	m <sup>2</sup> ( )	階	m <sup>2</sup> ( )
	調理室	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
	医務室・保健室	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
	事務室・職員室	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
便所(児童用)	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
その他面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
合計	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		

(注1) 内訳欄における保育室等(乳児室・ほふく室及び保育室・遊戯室)は、乳児等通園支援事業で使用する有効面積を記入すること

壁や戸棚など、保育室等で面積に算入しない面積はその他面積欄に算入すること。

医務室・保健室を事務室・職員室内に設置する場合は、医務スペースとして使用する面積を医務室・保健室欄に記載すること。

合計欄が乳児等通園支援事業所使用延床面積と一致していること。





